

令和2年度路面性状調査業務

仕様書

堺市 建設局 土木部 土木監理課

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、堺市（以下、「発注者」という。）が受注者へ委託する「令和2年度路面性状調査業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、堺市が所管する既設道路の路面性状を測定し、路面状態の客観的な評価を行うものである。また、得られた評価と舗装履歴や道路利用状況などとの関係を解析し、既存の維持管理計画の見直しを行い、計画的な維持管理を推進することを目的とする。

第3条 履行期限

本業務の履行期限は、契約締結日より令和3年3月31日までとする。

第4条 業務箇所及び対象施設

- (1) 本業務の対象とする路線は、131路線であり、調査距離は647.1kmである。
(うち国道29.1km、府道363.7km、市道254.3km)
- (2) 本業務の点検対象の位置は、別紙1「位置図」のとおりとする。
- (3) 本業務の点検対象の概要は、別紙2「対象路線一覧」のとおりとする。

第5条 照査技術者及び管理技術者

- (1) 本業務に従事する照査技術者及び管理技術者は、本業務に精通した技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（建設部門：「道路」）または一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（「道路部門」）の資格を有する者を配置するものとする。
- (2) また、本業務に従事する照査技術者又は管理技術者に、国土交通省、都道府県、及び政令指定都市等の官公庁等におけるモバイルマッピングシステム（MMS）を用いた業務実績又は公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有する者を配置しなければならない。
- (3) 本業務に従事する担当技術者は、路面性状調査、舗装の維持管理、GISでの運用等空間情報に関する実務経験及び基礎知識を有するものとする。
- (4) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- (5) 監督員が管理技術者及び担当技術者を不相当と認めた場合は、受注者は直ちに必要な措置をとらなければならない。

第6条 準拠する法令等

本業務は、本特記仕様書及び設計図書によるほか、以下の関係法令等を準拠し実施するものとする。

- (1) 道路法
- (2) 舗装点検要領（平成28年10月） 国土交通省道路局
- (3) 舗装調査・試験法便覧（令和元年5月） 日本道路協会
- (4) 舗装の維持修繕ガイドブック（平成25年11月） 日本道路協会
- (5) 移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）
（平成24年5月） 国土地理院
- (6) その他関係法令

第7条 提出書類

受注者は、本業務の契約締結後速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 堺市の契約約款に定める諸届け
- (2) 業務計画書
- (3) 着手届
- (4) 照査技術者届、管理技術者届、担当技術者届
- (5) 業務工程表
- (6) その他本市監督員の指示するもの

第8条 工程管理

管理技術者は、業務工程表を提出し、監督員の承認を得なければならない。また現行の業務工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した業務工程表を提出し、監督員の承認を得なければならない。

業務工程表は、監督員が指示をした場合には、細部の実施工程表を提出しなければならない。特に時期の定められた箇所及び項目については、監督員と事前に協議し、工程の進捗を図らなければならない。

第9条 関係官公庁等との協議

管理技術者は、関係官公庁や関係機関と協議を行うとき、または協議を受けた時は、誠意をもってこれにあたり、この内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

第10条 委託の中止

受注者が本市の指示に従わなかったとき、または受注者に不正または不都合な行為があるときは、委託の中止を命じるときがある。この場合、履行期間の延長は行わない。

受注者の責でない事由により、作業の全部または一部の中止を命じることがある。この場合、中止期間が履行期間を超えると、またその他やむを得ないときは、履行期間を延長することがある。

第11条 事故報告・被害の負担

業務遂行中における天災地変または盗難等による被害は、受注者の負担とする。本業務の遂行に際し、第三者に被害を与えたとき、または事故が発生した場合は、直ちに処置を講ずるとともに、事故の発生原因、経過及び事故による被害内容について、書面等で報告しなければならない。また、誠意をもって交渉し、受注者の責により賠償を行わなければならない。本業務の施行が不完全なためによる損害は、すべて受注者の負担とする。

第12条 資料の貸与

本業務に必要なと認められる資料を受注者に貸与する。受注者は貸与された資料について責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに発注者に返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。なお、他に必要と考えられる資料については、協議のうえ貸与する。

- ・平成27年度路面性状調査業務

第13条 認可申請及び諸手続き

業務遂行上、必要な許可申請及び諸手続きに関する事務は、受注者の責任において延滞なく行わなければならない。

第14条 秘密の保持

受注者は、本業務を実施するうえで業務目的外の情報取得を禁止するものとし、本業務で知り得た事項を一切他に漏らしてはならない。

第15条 交通安全管理

本業務実施にあたり、受注者は、交通状況を十分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じるものとする。

本業務に起因して第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において措置するものとする。

第16条 費用負担

本業務の検査等に伴う費用は、本仕様書に記載の無い事項であっても、原則として受注者の負担とする。

第17条 成果品の検査

受注者は、業務完了時及び監督員が必要と認めるときは、検査を受けなければならない。検査において指摘を受けた箇所については、速やかに訂正しなければならない。

また検査完了後において、明らかに受注者の責により業務における契約不適合が発見された場合、受注者は誠意をもって、訂正、補正その他の処置を講じなければならない。

第18条 引渡し

業務の完成後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本市検査員の検査をもって業務の完了とする。

第19条 契約不適合

業務終了後、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日（成果物の引渡しがない場合にあつては、業務が完了した日）から1年以内の場合、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

第20条 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、指示に従わなければならない。また定めのない事項についても、監督員が必要と認めた場合は、指示に従わなければならない。

第21条 内容変更

本業務の実施にあたり、必要と認められる些細な内容変更による増加については、受注者の負担とする。ただし、本市監督員の指示による大幅な増加については、その限りではない。

第22条 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

第23条 定めなき事項

本仕様書の定めなき事項について、疑義が生じた場合は、監督員と受注者は、双方十分な協議を行ったうえでこれを決定し、業務遂行上、齟齬が生じないように努力するものとする。

第24条 測量調査設計業務データベースの作成及び登録

受注者は、契約時及び完了時において、委託金額が100万円以上の建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務については、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）に登録しなければならない。登録後は、「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更時（履行期間変更、委託金額変更）及び技術者の変更時には、同様の変更登録を行わなければならない。

いずれの場合も、登録事由発生時から10日以内（土・日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）に登録しなければならない。

第25条 暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

(1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

(2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

(1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

(2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

(3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うも

のとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

第2章 業務内容(計画準備)

(計画準備)

第26条 計画準備

受注者は下記の事項を踏まえて、現地調査の調査ルートを含めた全体計画及び機材等の準備を行うものとする。

本業務の調査延長は、国道29.1km、府道363.7km、市道254.3km（別紙2）を対象とする。ただし、第4章（MMSによる計測）については、国道8.1km、府道53km、市道15km（別紙3）を対象とする。

- 1) 受注者において参考となる文献を使用する場合は、監督員の承諾を得ること。
- 2) 調査・検討の各種根拠資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。
- 3) 業務の遂行に必要な各種資料は所定の手続きにより貸与するものとする。

第27条 調査対象路線

調査対象車線は、原則として片道1車を調査する。片側2車線以上の場合、監督員と協議のうえ、調査対象車線を決定するものとする。（図-1）

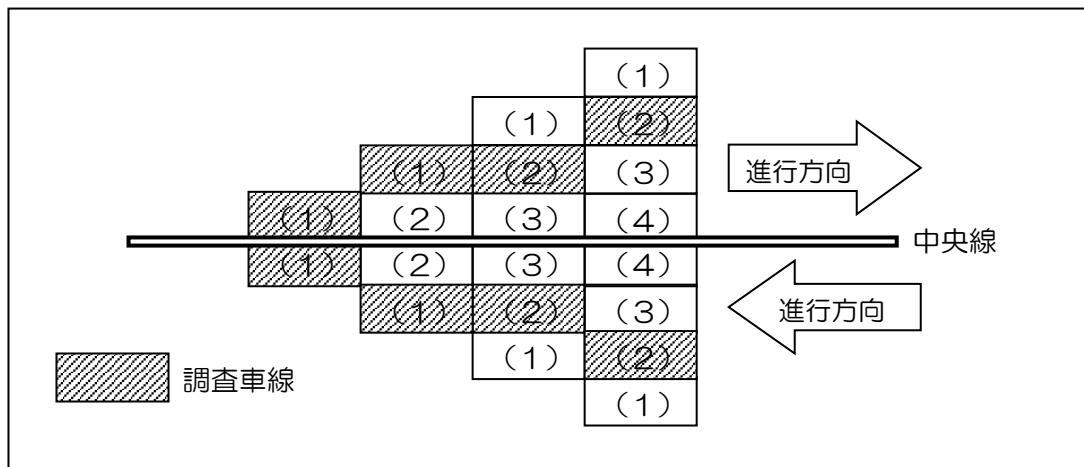


図-1 調査車線位置図（基本）

(現地踏査・マーキング)

第28条 現地踏査・マーキング

路面性状調査車による作業に先立ち、現地踏査を実施し、著名な構造物（橋梁・トンネル）等の起終点及び道路損傷状況等を確認するものとする。また、必要に応じてマーキングを行うものとする。なお、路面性状調査車による測定の結果判定が困難と思われる路面性状については、野帳に記録するとともに状況写真を個別に撮影し、測定時の資料とする。（車両進行方向5mピッチで道路前方映像を撮影）

第3章 業務内容(路面性状車による計測)

(路面性状測定)

第29条 測定時期

路面測定作業は、監督員と協議のうえ、決定するものとする。作業は路面性状調査車で行うものとし、調査は昼間時に実施するものとする。作業上やむを得ない場合は夜間で実施するものとする。

測定した記録との位置整合のために道路前方映像の撮影も、路面測定と同時に実施するものとする。

第30条 路面性状調査車

本業務で使用する路面性状調査車は、一般財団法人土木研究センターにおける路面性状自動判定装置の性能確認試験（距離測定精度・ひび割れ測定精度・わだち掘れ測定精度・平たん性測定精度）に合格しているものとし、性能確認証書の写しを調査前に提出するものとする。なお、性能確認証書が有効期限内でなければならない。

第31条 ひび割れ測定

ひび割れ測定は、対象車線全面をひび割れ解析専用ラインカメラで連続撮影するものとする。

第32条 わだち掘れ測定

わだち掘れ測定は、対象車線全面をわだち掘れ測定専用レーザスキャナで車両進行方向20mピッチとする。

第33条 平たん性測定

平たん性測定は、外側わだち部を平たん性測定専用レーザ変位計で車両進行方向1.5mピッチとする。

第34条 路面性状簡易ビューワ

路面性状簡易ビューワは位置図、道路前方映像、ひび割れ画像、わだち掘れ形状、平たん性形状がパソコン同期表現可能なものを導入するものとする。

第4章 業務内容(MMSによる計測)

(路面性状測定)

第35条 測定時期

路面測定作業は、監督員と協議のうえ、決定するものとする。作業は移動計測車両による測量システムにて行うものとし、調査は昼間時に実施するものとする。

第36条 路面性状調査車

本業務で使用する路面性状調査車は、一般財団土木研究センターにおける路面性状自動判定装置の性能確認試験（距離測定精度・ひび割れ測定精度・わだち掘れ測定精度・平坦性測定精度）に合格している以下の条件を満たす移動計測車両による測量システム（Mobile Mapping System 以下、「MMS」という。）による計測を実施するものとする。

受注者は、性能確認証書の写しを調査前に提出するものとする。なお、性能確認証書が有効期限内でなければならない。

- (1) MMSの構成は自転車位置施設データ取得装置、図化用データ取得装置及び解析ソフトウェア等から構成されていること。
- (2) 自転車位置施設データ取得装置は、GNSS測量機、IMU、走行距離計（DMI）等で構成され、適切に同期されていること。
- (3) 図化用データ取得装置は、デジタルカメラ、レーザ距離装置等で構成されていること。
- (4) 解析ソフトウェアは、自転車の位置、姿勢の算出、図化用データの作成等の機能を備えていること。
- (5) 「移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）」を準用し、MMSを用いるレーザ距離装置は車両位置から約50cm程度までの計測が可能であるものし、5m毎に点群データ（点密度は50点/m²以上）を取得できること。
- (6) 計測は昼間に実施するものとし、一般車両に支障をきたさないように、法定速度内にて実施すること。

第37条 ひび割れ測定

ひび割れ測定は、対象車線全面をMMSにて搭載されているエリアカメラにて測定するものとする。

第38条 わだち掘れ測定

わだち掘れ測定は、対象車線全面をMMSにて搭載されているレーザスキャナで測定

するものとする。

第39条 平たん性測定

平たん性測定は、外側わだち部をMMSにて搭載されているGNSS/IMU/DMIにて測定するものとする。

第40条 3次元ビューワ

計測された点群データを閲覧可能な3次元ビューワを納品するものとし、3次元表示、断面表示、断面積計算等の機能を有することとする。

第41条 計測データの利活用の提案

計測された点群データを路面性状調査以外の管理道路施設の維持管理に使用するための提案を行う。

第5章 業務内容(路面性状解析)

(路線性状データ処理)

第42条 ひび割れの解読及びわだち掘れの深さ計測

ひび割れ解読及びわだち掘れの深さ計測は、下記の項目について求めるものとする。

- (1) ひび割れ面積 (m²)
- (2) パッチング面積 (m²)
- (3) わだち掘れ量 (mm)

第43条 ひび割れ率の算出

ひび割れ率の算出は、次式に基づき電子計算機を用いて行うものとする。

【アスファルト舗装】

$$\text{ひび割れ率 (\%)} = \frac{\text{ひび割れ面積 (m}^2\text{)} + \text{パッチング面積 (m}^2\text{)}}{\text{調査区間面積 (m}^2\text{)}}$$

第44条 わだち掘れの算出

わだち掘れの算出は、図-2に示すとおり、外・内のうち、大きい方の値を測定断面のわだち掘れ量 (mm) とする。

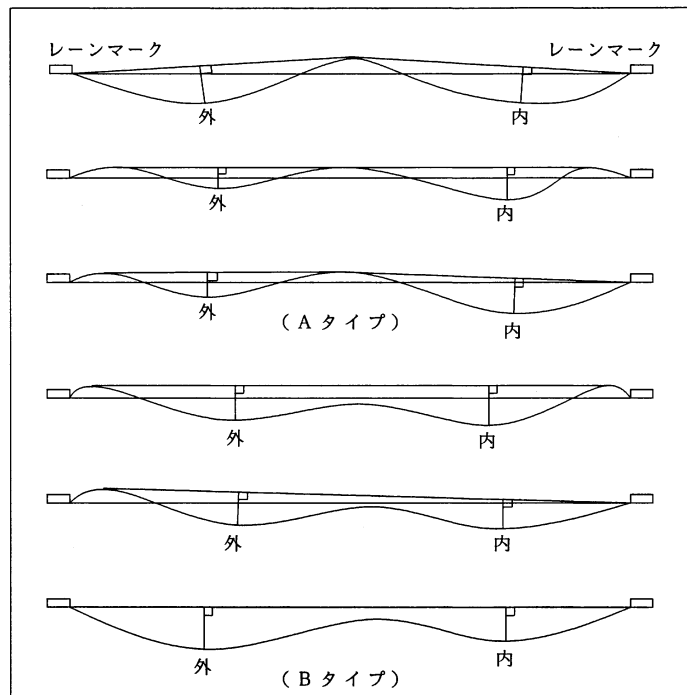


図-2 わだち掘れ測定要領

第45条 平たん性の算出

平たん性は、原則として、100m区間を1単位として、標準偏差 (mm) を求めるものとする。

第46条 縦断凹凸 (IRI) 評価

測定された平たん性から縦断凹凸の評価を行うものとし、以下の相関式を用いて算出するものとする。

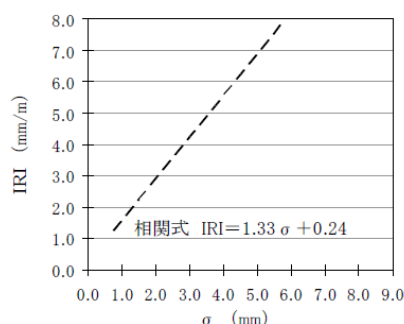


図 県道、市道レベルを対象としたσ-IRI相関結果例
(「舗装性能評価法-必須および主要な性能指標編- (平成25年4月改訂予定、社団法人日本道路協会)」より引用)

(路面性状データ入力)

第47条 供用性の評価

供用性の評価は、維持管理指数 (MCI) を用いるものとし、下記の評価式により求めるものとする。

- (1) $MCI = 10 - 1.48C^{0.3} - 0.29D^{0.7} - 0.47\sigma^{0.2}$
- (2) $MCI0 = 10 - 1.51C^{0.3} - 0.30D^{0.7}$
- (3) $MCI1 = 10 - 2.23C^{0.3}$
- (4) $MCI2 = 10 - 0.54D^{0.7}$

MCI : 維持管理指数

C : ひび割れ率 (%)

D : わだち掘れ量 (mm)

σ : 平たん性 (mm)

なお、維持管理指数 (MCI) は、上記4式で算出した値のうち最も小さい値を用いる。

第48条 評価単位

路面性状評価は、20mと100mを1単位として、それぞれのひび割れ率、わだち掘れ量（平均・最大・平均+標準偏差）、平坦性（標準偏差）を算出するものとする。さらに、最小単位（ひび割れ50cmメッシュ・わだち掘れ20m）での評価をそれぞれ算出するものとする。

（舗装履歴データ作成）

第49条 舗装履歴データ作成

平成27年に実施した交通センサスのデータを更新するとともに、貸与する舗装履歴調書をもとに、車道舗装工事データを更新するものとする。（平成27年度～令和元年度 300件）なお、背景図は堺市地形図レベル2,500（平成29年度作成）を利用し、舗装履歴の位置及び属性データを入力し、舗装履歴データを作成するものとする。

（路面性状評価図データ作成・データ入力）

第50条 基盤データ作成

堺市地形図レベル2,500を背景とし、地物要件定義書に基づき、路面性状調査結果入力用ラインデータ、調査対象路線ラインデータ、距離標ポイントデータを作成するものとする。なお、調査済路線については、旧データをもとに複製を作成するものとする。

第51条 路面性状調査結果データの作成

調査結果をもとに、路面性状調査結果入力用ラインデータに必要なデータを属性データとして作成するものとする。なお、付与する属性データは、データ定義書に基づくものとする。

第52条 路面性状評価図作成

作成した路面性状データと舗装履歴データとを合成して路面性状評価図を作成するものとする。原則として路面性状調査図仕様（表-1）に準拠するものとするが、詳細については、監督員と協議するものとする。

表-1 路面性状評価図仕様

項目	区分	仕様
MC I 評価ランク	望ましい管理水準	$6 < MC I$ 青
	劣化状況の観察していく	$5 < MC I \leq 6$ 黄緑
	修繕することが望ましい	$4 < MC I \leq 5$ 黄
	修繕が必要	$3 < MC I \leq 4$ 橙
	早急に修繕が必要	$MC I \leq 3$ 赤

評価単位	MC I 評価単位	20m
印刷サイズ	—	縮尺1/30,000 (最大A0版)

(舗装マネジメントシステム用データベース作成)

第53条 舗装マネジメントシステム用データベース作成

堺市が舗装維持管理用に構築・運用しているシステム（表-2）である舗装マネジメントシステムに、前条までのデータをセットアップするためのデータベースを作成し、以下の事項に留意しながら、システムにセットアップするものとする。

なお、データベース作成及びシステムへのセットアップは、既存システムとのデータの整合性を図るため、必要に応じて監督員と協力のもとシステム開発業者と調整を行うものとする。

- (1) ハードウェアを新たに調達し、新ハードウェアにシステム及びデータをインストールするものとする。ハードウェア及び動作環境については「表-2ハードウェア及び動作環境」のとおりとする。

表-2 ハードウェア及び動作環境

区分	項目	内容	備考
ハードウェア要件	OS	Windows 10 Pro 64bit	
	CPU	インテル®Core™ i7-8400プロセッサ (2.8GHz) 以上	
	メモリ	8.0GB以上	
	HDD	500GB以上	
	Office	Microsoft Office Personal 2016	
	保守	5年間訪問修理 (平日)	
動作環境	スタンドアロン環境		

- (2) 既存システムを利用しない場合、「表-3システム仕様」を満たしたシステムを稼働できる状態にして、新たに納品するものとする。ただし、データ定義書等については、指定様式で作成するものとする。ただし、既存システムを利用しない場合のシステム構築の経費については、受注者が全て負担するものとする。

表-3 システム仕様(案)

大機能名	中機能名	小機能名	機能1
MAP表示	MAP表示設定		
	住所検索		
	路面性状ビューワ		
路線情報管理	路線一覧		
	路線検索		
	MCIの予測		
	重点補修路線取込		
路面性状情報管理	舗装工事一覧		
	舗装工事取込	工事区間編集	
	舗装工事詳細		
	舗装工事検索		
	舗装工事削除		
苦情・要望管理	苦情・要望一覧		
	苦情・要望登録		
	苦情・要望詳細		
	苦情・要望検索		
	苦情・要望削除		
MCI評価図	印刷	MCIのみ	市域全体、整備事務所別
		MCI+施工年度	市域全体、整備事務所別
道路維持管理計画	短期計画管理	短期シミュレーション	シミュレーション結果表示
			シミュレーション設定
	中長期計画管理	中長期シミュレーション	シミュレーション結果表示
			シミュレーション設定

※ 協議の上、項目を変更する場合あり。

第6章 維持管理計画検討業務

第54条 事後評価に関する検討

過年度から実施された舗装の維持管理業務も踏まえ、事後評価に関する検討を行う。

- (1) 路面性状調査、補修履歴データ、最新の知見及び研究成果等を踏まえて、監督員と最良と思われる手法を協議し、経年劣化速度に関する舗装の将来予測モデルの更新を行う。
- (2) 劣化速度の速い路線や箇所について、抽出を行い、原因、特性把握等の検討を行う。
- (3) 舗装補修の実績値と管理水準の結果を、道路維持管理計画の計画値と比較し、維持管理計画の進捗度合い、課題を抽出し、課題に対する対応を取りまとめる。

第55条 舗装維持管理計画見直しに関する計画

- (1) 分析手法の見直し

前条のレポートをもとに、各種分析手法（必要補修量・補修費の推計方法、管理水準の設定方法等）について、前条から得られた課題、最新の知見、研究成果等を踏まえて分析手法の検討を行う。

- (2) 道路舗装維持管理計画の資料作成

舗装の維持管理水準について、上記までの結果を考慮し、見直しも含めた検討を行う。検討した結果を踏まえ、予算制約、補修方法等の複数シナリオによる舗装の管理水準に与える影響を分析し、道路特性を考慮したうえで、舗装の長寿命化（維持広報を実施した場合等）を行った場合のメリット（ライフサイクルコスト、環境面）を定量的に算出し、実行可能な管理目標の設定、必要補修費の算出を行い、中・長期の視点から道路舗装維持管理計画の資料作成を行う。

第56条 計画的な維持管理に向けての検討

計画的な維持管理に向けて、上記の検討結果等を参考にして、交通量や地域特性を考慮した舗装材を検討するとともに、今後、5年程度で行う舗装補修必要箇所の抽出、概算事業費を地域整備事務所別、路線別に算出し、位置図等の短期計画の資料作成を行う。

第57条 報告書作成

報告書は業務内容について、目的、現地踏査、調査方法、路面性状調査結果、維持管理検討内容等についての的確に記載し取りまとめるものとする。

第58条 照査

照査技術者は以下に示す事項の照査を行い、管理技術者に照査を行った原本と照査調書を提出するものとする。管理技術者は以下に示す資料を監督員に提出する際には、照査調書と照査原本の写しを併せて提出することとする。

(1) 業務計画書の照査

資料収集・整理、現地調査において、業務実施に必要な基礎情報が収集、把握できているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

(2) 路面性状調査業務の照査

路面性状評価図作成に用いる各種データに誤りがないか、評価ランクの区分が適切に判定されているかについて照査を行う。

(3) 舗装維持管理計画検討業務の照査

路面性状調査結果に基づき、舗装補修箇所の抽出、補修工法、概算費用等の妥当性について照査を行う。

第59条 打ち合わせ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ時、成果納品時とし、管理技術者の出席を原則とする。また監督員または受注者が必要と認めた場合は、随時打合せ協議を行うこととする。協議内容は、協議記録簿に明記し、管理時技術者の押印後、速やかに提出すること。また成果納品時には、報告会（プロジェクタを用いたプレゼンテーション形式）を行うものとする。

受注者は打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告し、発注者の指示を受けなければならない。

協議打ち合わせ事項	時期（日時）
業務着手時：業務全般について	契約後すみやかに
中間打ち合わせ（2回）	路面性状調査実施前 （路面性状車調査時及びMMS調査）
成果納品時：成果品について	納品時または検査時

第7章 成果品

第60条 成果品

本業務の成果品は、A4ファイル製本で5部作成するとともに、大阪府維持管理データベースシステム「データ登録サイト」に登録することとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務報告書
 - ①業務概要版
 - ②業務報告書
 - ・事後評価レポート
 - ・道路舗装維持管理計画
 - ・舗装補修短期計画
 - ・調査状況写真集（写真はカラーとし、報告書に綴込み）
 - ・路面性状調査車確認書
- (3) 路面性状調査評価図
- (4) 業務月報
- (5) 照査報告書
- (6) 打合せ記録簿
- (7) その他監督員が指示する資料
- (8) 上記の電子データ（CD-R：ウイルスチェックを行ったもの） 1式
（大阪府維持管理データベースシステム「データ登録サイト」への登録の確認できるものを含む。参照URL：<http://www.osakauris.jp/>）

以上